

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号中「当該」を「次号に掲げる職員以外の職員であって、当該」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員等（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの（人事委員会が定める者に限る。） 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第3項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数 第13条第2項中「に準用する」を「について準用する」に、「これらの規定」を「同条第2項及び第4項」に改め、「と、」の次に「同項中」を加える。

第15条第3項中「介護休暇については」を「職員が介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には」に、「同条例」を「一般職給与条例」に、「減額する」を「減額して給与を支給する（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）第6条第3項の規定により一般職給与条例第19条の規定を準用する場合を

含む。)」に改める。

附則中第 11 条を第 12 条とし、第 7 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

第 7 条 平成 29 年 4 月 1 日前に熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 65 号。以下この条において「県学校職員勤務時間条例」という。）の適用を受けていた者（本市の職員であった者に限る。）で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（以下この条において「旧県費負担教職員」という。）が同日前に県学校職員勤務時間条例の規定によりその例によることとされる熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）の規定により承認を受けた病気休暇、特別休暇及び介護休暇については、この条例の相当規定により本市の任命権者の承認を受けたものとみなす。

2 旧県費負担教職員（再任用職員を除く。）の平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年次有給休暇の日数については、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、同年 3 月 31 日における、県学校職員勤務時間条例の規定によりその例によることとされる熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

3 旧県費負担教職員（再任用職員に限る。）の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの年次有給休暇の日数については、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、前項に規定する残日数に同条第 2 項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、休暇に関する経過措置等に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。